

## 税金」における収益事業とは

### 1. 収益事業とは

収益事業とは、法人税法によると「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。」とされています。

クラブで営まれる事業が、政令で定める事業にあたるか、継続しているか、事業場を設けて営まれているか、が収益事業か否かを見極めるポイントで、すべて満たす場合に収益事業とされます。

「政令で定める事業」は現在 34 業種(\* 1)に限定されており、その中に「技芸・学力教授業(\* 2)」が入っていますが、スポーツの指導は入っていないため、収益事業に該当しないとされます。

ただし、クラブの行うスポーツの指導以外の事業が収益事業に該当する場合（物品販売業、興行業、請負業など）があるので注意が必要です。

特に、NPO 法人において、非営利活動事業（本来事業）としているものでも、法人税法上の収益事業に該当する場合がありますので注意が必要です。

例えば、クラブのロゴの入ったTシャツの販売や、5 周年などの節目に活動報告をまとめた出版物を販売する場合でも、物品販売業に該当する可能性があります。

「継続しているか」については、不定期でも反復して行われている、あるいは、単に 1 回限りでも規模が大きく、収入も多額で準備期間が相当長いものなどは、継続しているものと広く解釈され、収益事業とみなされる場合があります。

なお、バザーについては、年に 2 回程度であれば「継続して」にあたらないとされています。

「事業場について」は、常設ではなく、臨時的な施設や、無店舗販売などでも、事業場を設けているものと解釈されているため、事業場を設けていないとされるケースは少ないと考えられます。

例えば、地域のイベントなどで、クラブが飲食の屋台を出す場合などは、事業場を設けて営まれているとみなされる可能性があります。

なお、上記 ~ に該当するか否かについては、法人税法基本通達の「第 15 章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税」に判断基準となる記載があります。

### 2. 税金について調べる・相談するには

インターネットでさまざまなことが簡単に検索できますが、サイトによっては、書いてある情報がすべて正しいとは限りませんので注意が必要です。

まず、国税庁のタックスアンサーで調べることをお勧めします。よくある質問の回答や調べたい内

容をキーワードで検索し、概要、ポイントを把握することができます。税務署・税理士に問い合わせる際にも事前に見ておくと論点が整理されスムーズに進みます。

税理士に相談・依頼したい場合、日本税理士会連合会や各地域の税理士会のホームページからお近くの税理士、どのような業務・業種を取り扱っているかなどが検索できます。また、各税理士会では、無料相談会などを実施しているのでそれらを利用することもできます。

### 3. 最後に

スポーツをするうえでルールを知り、守ることは重要です。同様に、地域社会の中で存在しようとする総合型地域スポーツクラブには、社会のルールを守ることが求められます。

クラブマネジャーが、クラブにかかる税金について、全く知らないとか、知っていたけど払わなかった、では済ませられません。収益事業となるかどうか、また、源泉徴収の対象となる支払かどうかは、最終的に各クラブの実態に応じて判断されるため、難しいのは事実です。明らかにそうでない場合を除き、判断に迷う場合には、最寄りの税務署、税理士に確認することが必要です。

(大塚 喜雄 公認会計士、税理士

(財)日本サッカー協会スポーツマネジャーズカレッジ 5 期生)

#### <用語の説明>

(\* 1) 収益事業 政令 (法人税法施行令第 5 条 1 号 ~ 34 号) で定める事業 34 業種 (2010.12 月現在)

( 1 ) 物品販売業 ( 2 ) 不動産販売業 ( 3 ) 金銭貸付業 ( 4 ) 物品貸付業 ( 5 ) 不動産貸付業  
( 6 ) 製造業 ( 7 ) 通信業 ( 8 ) 運送業 ( 9 ) 倉庫業 ( 10 ) 請負業 ( 11 ) 印刷業  
( 12 ) 出版業 ( 13 ) 写真業 ( 14 ) 席貸業 ( 15 ) 旅館業 ( 16 ) 料理飲食業  
( 17 ) 周旋業 ( 18 ) 代理業 ( 19 ) 仲立業 ( 20 ) 問屋業 ( 21 ) 鉱業 ( 22 ) 土石採取業  
( 23 ) 浴場業 ( 24 ) 理容業 ( 25 ) 美容業 ( 26 ) 興行業 ( 27 ) 遊技所業 ( 28 ) 遊覧所業  
( 29 ) 医療保健業 ( 30 ) 技芸・学力教授業 ( 31 ) 駐車場業 ( 32 ) 信用保証業  
( 33 ) 無体財産権の提供業 ( 34 ) 労働者派遣業

(\* 2) 法人税法上の収益事業となる「技芸」(法人税法施行令第 5 条 30 号) (2010.12 月現在)

洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン (レタリングを含む。) 自動車操縦若しくは小型船舶の操縦。

関連リンク : 国税庁タックスアンサー <http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>

関連リンク : 日本サッカー協会「スポーツマネジャーズカレッジ」HP  
<https://els.jfa.or.jp/info/smc/hp/html/index.html>